

消 防 予 第 256 号  
平成 26 年 6 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」に係る利用促進等について

有床診療所防火対策自主チェックシステムについては、「「有床診療所防火対策自主チェックシステム」に係る関係行政機関の連携について」（平成 26 年 5 月 16 日付け消防予第 213 号。以下「213 号通知」という。）等により、消防本部・医療部局・建築部局による定期的な連絡会開催など、地域の実情に応じた取組を図るとともに、防火査察等の機会を捉え、有床診療所の防火対策と併せてシステム利用（初期設定、データ入力）を促進するなど、可能な限り早期に各事業所で防火対策の自主チェック及びシステムの入力等がなされるよう、特段の取組を図っていただいているところです。

しかしながら、現在までのシステム利用状況は、各地域によって、大きな差があり、地域によっては、ほとんど利用が進んでいない状況となっています。

平成 25 年 10 月に福岡市において発生した有床診療所火災（死者 10 名、負傷者 5 名）では、改めて、事業所における日頃からの効果的な訓練の実施や防火戸等の維持管理の徹底の重要性が認識されたところであり、事業者自身の防火意識の向上を図るとともに、有床診療所が自ら防火対策の改善点を把握できるよう、関係行政機関と連携した早期改善を促進していくことが重要です。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、下記に留意し、引き続き、有床診療所への積極的な働きかけをお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

- 1 「「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について」（平成 26 年 3 月 31 日付け消防予第 142 号。以下「第 142 号通知」という。）9(3)により、6 月末を目途に各有床診療所における自主チェックの結果等に係る関係機関との情報共有を行えるよう、所要の連携体制を構築されたいこと。

2 各有床診療所に対しては、医療部局を通じてユーザーID・パスワード及びSSLクライアント証明書（以下、「ユーザーID等」という。）を配布することとしており、自主チェックの結果が順次システムに入力され始めたところであるが、各消防本部においては、医療部局からのユーザーID等の配布状況等についても情報共有を行うなど、関係行政機関との必要な連携を図りたいこと。

3 本システムの利用はあくまで各有床診療所の任意であることから、医療部局の判断により、ユーザーID等の配布に先立って、有床診療所に対し利用意向の有無に係るアンケートを実施している場合があること。

各消防本部においては、アンケートの結果、システム利用を希望するとの回答があった有床診療所はもとより、アンケートの回答が無い等の理由で本システムの利用意向の有無が不明である有床診療所に対しても、防火査察等の機会を捉え、有床診療所の防火対策と併せてシステム利用（初期設定、データ入力）を促進するなど、積極的な働きかけを行われたいこと。

また、システム利用を希望しない有床診療所に対しても、日頃からの効果的な訓練の実施や防火戸等の維持管理の徹底の重要性等について啓発するとともに、防火対策の自主チェック及びその結果を踏まえた必要な改善等を促進するなど、有床診療所における防火対策を推進されたいこと。

4 「「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の利用促進について」（平成26年4月28日付け消防予第187号）により送付している広報資料は、消防庁ホームページ及び「有床診療所防火対策自主チェックシステム」からダウンロードすることが可能となっていることから、適宜、システム利用促進等に活用されたいこと。

(消防庁ホームページ URL)

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)

<担当>

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係  
桂川係長、武内総務事務官

東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL：03-5253-7523(直通)

E-mail：[n2.takeuchi@soumu.go.jp](mailto:n2.takeuchi@soumu.go.jp)